

清瀬市消費生活センターだより

No.97 (令和4(2022)年3月)



ちえのわ

令和4(2022)年4月1日より **成年年齢は18歳** になります
引き下げにより、18歳からは親権者の同意なく契約ができる一方で
未成年者契約の取り消しはできなくなります。

「未成年と成年」の違い

未成年の人は消費者としての経験や知識がまだ浅いため、「未成年の契約は親権者等の同意が必要である」と法律で定められています。未成年者が親権者等の同意を得ずにした契約は一部を除いて取り消すことができます。令和4(2022)年4月から、民法で定める成年年齢が18歳になります。今までは18歳は未成年として契約の取り消しができましたが、今後は成人として扱われ、契約は自己責任となります。

「契約」とは？

民法では「成年」は、「何の制限もなく、自由に法律行為を行うことができる」と定められています。法律行為である契約は一旦結ぶと一方的に取り消すことは原則としてできません。契約は法的な拘束力が生じる約束であり、権利や義務が生じます。口約束でも契約は成立します。契約書は後々のトラブルを回避するために作成するものです。

「契約」には十分な注意を！

成人するとは大人になるということです。一人で意思決定できることが多くなり、自由度が増します。その一方でその責任は全て自分で負わなければならないということでもあります。しかし、社会経験が浅く、契約知識が不十分な若者は消費者被害にあいやすい傾向にあります。特に成年になると、クレジットカードやローンを一人で契約できるため、高額な商品やサービスを購入することが可能になります。また、購入した商品代金を支払うために事業者から消費者金融の利用を勧められる場合もあります。

高齢者も狙われています！

自動通話録音機を電話機にまだ取り付けしていない方！

電話による特殊詐欺（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）や消費者被害を未然に防止するため、自動通話録音機を無償で貸し出ししています。

対象：市内に住所を有する65歳以上の方が居住する世帯（1世帯1台限り）

申し込み：平日の午前9時から午後5時までの間に消費生活センター、または防災防犯課防犯係へ



消費生活相談の現場から

簡単なもうけ話にご用心

～メールで相談に乗るだけで50万の報酬～

コロナ禍により収入が減った方が増加しています。家に居る時間も長くなりインターネットで副業探しをする方も多いと思いますが、インターネット上には副業を探す人を狙っての詐欺サイトも多く存在します。センターに寄せられた相談から事例を紹介します。

【事例】

スマホで副業サイトを見ていたら、メールで相談に答えるバイトで高額な報酬がもらえる、という案内があったので登録した。すぐに、相談が入りアドバイスをしたところ、相談者から50万円報酬が出ている、あなたが受け取れるまでこちらでサポートをする、というサイトからのメールが来た。その後、受け取りには「副業有償契約」が必要といわれ5千円を、更に「新規報酬受け取り費用」、「新規接続設定費用」、「最終入金口座設定費用」などという名目で7万円を払ってしまった。途中で疑ったが、今までの支払い分は50万円の報酬に上乗せして払うということでカード決済を続けてしまった。

【アドバイス】

明らかに報酬を餌に、それを受け取るための費用と思わせてお金を払わせる詐欺サイトです。もちろんメールの相談者はサクラです。相談者は当初は50万円の報酬が受け取れることを信じて数回お金を払いましたが、途中で怪しいと思い、サイトとのメールのやり取りをやめました。すると、すかさず今まで払った手数料は報酬に上乗せする、との連絡が来たのでそれならば、と支払いを続けてしまいました。

悪質サイトは消費者にお金を払わすための手口やしくみに工夫を凝らしています。相手の言葉をうのみにしないこと、簡単に高額報酬を得られる「おいしい話」はないと考えましょう

大人になったの契約でも取り消しや解除ができる場合もあります。
困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17
【電話】 042(495)6211
【FAX】 042(495)6221
【開館時間】 午前9時～午後10時（月～土曜日）

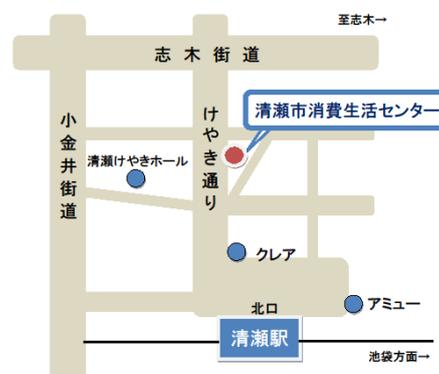
消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212
【相談日時】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇電話・来所によるご相談をお受けします。メールでのご相談はお受けしていません。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター 清瀬市消費生活センター運営委員会
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター（電話）042(495)6211



消費生活センター入り口には、使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は24品目です。



若年者によく起きる 消費者トラブル事例



「簡単に儲かる投資トラブル」

マルチ商法

高校の先輩から「初心者でも簡単に稼げる話がある」と誘われ、喫茶店で投資家を名乗る人を紹介された。株で儲かるノウハウの入った投資学習用 USB を 50 万円で購入するように勧められた。お金がないと断ると「借金して支払えばいい。人を紹介すれば 5 万円もらえるし、学習用の USB で勉強すればすぐに借金は返せる」と言われ、50 万円を借金して契約した。しかし、USB の情報通りにやっても全く儲からず、借金が返せないというと、友達を勧誘するしかないと言われた。

簡単に元が
取れるから、
だいじょうぶ！

トラブルに遭わないために

- ・知人の誘いでも、しっかりと断る勇気を持ちましょう。
- ・投資などで確実に儲かるということはありません。すぐに契約せずに家族等に相談しましょう。

【ここが肝心】

- ・投資の儲けをあてにした借金の契約は危険です。消費者金融にウソの申告をするように指示されても絶対に応じてはいけません。自分が勧誘者になると被害者から加害者の立場になり、人間関係のトラブルにつながります。

【トラブルに遭ってしまったら】

- ・連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）は特定商取引法により契約書面受領後、20 日間はクーリング・オフができます。

「美容・医療」関連のトラブル

エステティックサービス

SNS でエステお試し無料体験の広告を見ていたら、今だけ限定 5 名、回数無制限ですのでお得ですと言われ、断り切れずに、全身コース 50 万円の契約をして、ローンを組んだ。改めて考えたら、高額過ぎるし、支払えない。



トラブルに遭わないために

- ・エステや美容医療サービスを利用するときは、事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較検討しておきましょう。
- ・契約前に、施術内容や料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、本当に購入が必要な商品なのかどうかを確認しましょう。
- ・その場の雰囲気にならされず、冷静に検討する時間をもちましょう。

【ここが肝心】

- ・ネット上などの美容医療のお試しの案内に安易に申し込むと、大きな契約につながる落とし穴になりかねません。

【トラブルに遭ってしまったら】

- ・特定商取引法により契約書面受領後、8 日間はクーリング・オフできます。

「インターネット通販」関連のトラブル

ダイエットサプリメントの「お試し 500 円」というネット広告を見て、1 回限りと思い注文した。商品が届いた 2 週間後に 2 回目の商品と高額な代金の請求書が届いた。業者に電話してみると全 4 回の定期購入コースに申し込んでいると言われ、4 回受け取るまでは解約できないと言われた。支払えない。クーリング・オフはできるか。



トラブルに遭わないために

- ・注文の際には必ず申し込みの最終画面などで返品条件や総額表示、定期購入でないかなどを確認しましょう。文字が小さい場合もありますが、小さいところに重要なことが書いてあります。
- ・広告や最終画面などはスクリーンショットを撮るなど控えを取っておきましょう。

【ここが肝心】

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。安易な申し込みはやめましょう。

【トラブルに遭ってしまったら】

- ・申込み最終画面に総額表示がなかったり、定期購入であることが分かりにくかった場合は解約交渉が可能です。

若年者の消費者トラブルの3つの対策

■契約を取り消せる場合を知ろう！

- ・消費者契約法…不当な勧誘により契約した場合は、後から契約を取り消すことができます。
- ・特定商取引法…訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法等、7つの取引に対して、クーリング・オフや中途解約規定があります。

■契約する際は情報を集めましょう

契約する際にはいろいろな情報を集めることが大事ですが、トラブル事例なども参考にするとよいでしょう。清瀬市消費生活センターでは、毎月1日号の市報きよせにコラム『消費生活相談の現場から』を掲載しています。その1年分をまとめた『消費生活相談事例集』を3月に発行しています。年に4回発行の消費生活センターだより『ちえのわ』にも様々な情報を掲載しています。『消費生活相談事例集』『ちえのわ』ともにご希望の方は消費生活センターへご連絡ください。また若者向けに消費者庁が啓発している『若者ナビ』というLINEがあります。ご興味のある方は右のQRコードを読み取りLINE登録しましょう。



■相談場所を知る

ひとりで悩まず、家族、友人など信頼できる人にすぐに相談しましょう。また消費者トラブルで困ったら、消費生活センターに相談してください。下記の番号か（局番なし188）を使うと、専門知識がある相談員に相談できます。消費生活センターは、公的な相談窓口です。専門知識を持った相談員が、解決のためのアドバイスや、事業者との交渉のお手伝いをします。秘密は守られますので安心してご相談ください。

清瀬市消費生活センター消費生活相談 相談専用電話 042(495)6212

相談受付 平日 午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）